

○総務省告示第 号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の八の二第一項第一号イただし書、同号ロただし書、同号ハ及びホ、同項第二号ホ、同条第二項第二号ただし書並びに同項第三号、第四十九条の八の二の二第一項第一号イただし書及び同号ハ、同項第二号ハ並びに同条第二項ただし書、第四十九条の八の二の三第一項第一号イただし書及び同号ハ、同項第二号ホ並びに第四十九条の八の三第一項第一号ただし書、同項第六号及び同条第二項第三号ただし書の規定に基づき、平成二十九年総務省告示第二百九十四号（時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局又はPHSの無線局に使用する無線設備の技術的条件等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成 年 月 日

総務大臣 野田 聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>三 [略] [一] 略</p> <p>2 占有周波数帯幅の許容値が一、四〇〇kHzの無線設備のキャリアセンスの技術的条件は、次のとおりとする。なお、設備規則第四十九条の八の三の第一項第二号ホただし書の規定によるもの以外の場合にあつては、(一)から(三)の受信電力に最大二〇デシベルまでの空中線電力の低下分を加えることができる。</p> <p>(一) 時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機（子機のキャリアセンスを代行するものに限る。）にあつては、その電波を放射するために使用するサブフレームにおいて、通信の相手方以外の無線局が発射する電波による受信電力が、連続する二フレーム以上にわたり（一）六八デシベル以下である場合に限り、電波の放射が可能であること。</p> <p>(二) 時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機及び子機それぞれがキャリアセンスを行うものにあつては、その電波を放射するために使用するサブフレームにおいて、通信の相手方以外の無線局が発射する電波による受信電力が、連続する二フレーム以上にわたり、（一）六二デシベル以下である場合に限り、電波の放射が可能であること。</p> <p>(三) 略</p> <p>[3] 略</p> <p>4 識別符号の技術的条件は、次のとおりであること。ただし、携帯無線通信並びに広帯域移動無線アクセスシステムの基地局、陸上移動中継局又は陸上移動局（中継により無線通信を行うものに限る。）と通信を行う時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の子機については、当該携帯無線通信並びに広帯域移動無線アクセスシステムの無線局を開設する電気通信事業者が管理する識別符号によることができるものとする。</p> <p>(一)・(二) 略</p>	<p>三 [同上] [1] 同上</p> <p>2 [同上]</p> <p>(一) 時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機（子機のキャリアセンスを代行するものに限る。）にあつては、その電波を放射するために使用するチャネル及びそれに対応する受信のためのチャネルにおいて、通信の相手方以外の無線局が発射する電波による受信電力が、連続する二フレーム以上にわたり（一）六八デシベル以下である場合に限り、電波の放射が可能であること。</p> <p>(二) 時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機及び子機それぞれがキャリアセンスを行うものにあつては、その電波を放射するために使用するチャネル及びそれに対応する受信のためのチャネルにおいて、通信の相手方以外の無線局が発射する電波による受信電力が、連続する二フレーム以上にわたり、（一）六二デシベル以下である場合に限り、電波の放射が可能であること。</p> <p>(三) 同上</p> <p>[3] 同上</p> <p>4 識別符号の技術的条件は、次のとおりであること。ただし、電気通信業務を行うものにあつては別に定める。</p> <p>(一)・(二) 同上</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

この告示は、公布の日から施行する。